

鹿児島県子ども・子育て支援会議条例

平成25年10月11日

条例第63号

平成26年10月10日

条例第53号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、鹿児島県子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 支援会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 支援会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 支援会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 支援会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に所属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「支援会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(委員でない者の出席)

第7条 支援会議又は部会において必要があると認めるときは、その会議に専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 支援会議の庶務は、総務部県民生活局において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成25年11月規則第64号で、同年11月21日から施行）

附 則

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 鹿児島県子ども・子育て支援会議は、この条例の施行の日前においても、改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項（同法第17条第3項の規定に係るものに限る。）を調査審議することができる。